

東大阪市教育委員会令和8年1月定例会

1 日時 令和8年1月19日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時20分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	諸 角 裕 久
教育長職務代理者	田 中 宏 一
委 員	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	永 吉 勝 則
教育次長	森 田 好 一
学校教育部長	太 田 恭 子
社会教育部長	早 崎 順 一
教育政策室長	西 田 幸 史
学校教育部参事(みらい教育室長)	中 淵 一 博
学校教育推進室長	西 野 要
学校教育部次長	松 木 裕 幸
学校教育部次長	古 井 幸 久
社会教育部次長	中 西 正 人
学事課長	東 村 賢
高等学校課長	奥 井 幸 史

4 議事

【諸角教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和8年1月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第1号 四条図書館の移転の件」から日程第6「報告第1号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第5「議案第5号 令和7年度東大阪市奨学生（入学準備金冬募集）決定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては非公開とし、他の議案審議・報告ののち審議することといたします。それでは、日程第1 議案第1号について、説明をお願いします。

【中西社会教育部次長】

議案第1号 四条図書館の移転の件についてご説明申し上げます。四条図書館につきましては、児童相談所等との複合施設整備に向けて準備を進めており、令和8年度から庁舎解体工事が始まることから、現四条図書館は令和7年12月末をもって閉館しております。閉館中の措置としまして四条リージョンセンター・市民プラザ4階図書フロアにおいて図書館業務を行うべく、令和8年3月20日の業務開始に向けて移転作業を進めているところです。

【諸角教育長】

議案第1号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

（特になし）

【諸角教育長】

それでは、議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第1「議案第1号 四条図書館の移転の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第2「議案第2号 東大阪市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【中西社会教育部次長】

議案第2号 東大阪市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件についてご説明申し上げます。四条リージョンセンターでの図書館業務開始にあたり、四条図書館休館日の規定を改正いたします。また、電子図書館サービスの利用基準について規定いたします。新旧対照表にてご説明いたします。第4条 休館日の規定でございます。四条図書館は月曜日を休館日としておりますが、四条市民プラザの休館日に合わせて第1・第3水曜日を休館日といたします。図書館開館時間は現行どおり午前9時から午後9時まででございます。第5条、第6条の2、第6条の3はいずれも電子図書館サービスに関する規定でございます。第6条の2第2項で利用者の範囲を定め、同第3項で貸出冊数を規定、第6条の3はオンライン申請による利用者登録を行った場合の特例を定めております。なお、第8条は文言整理、第9条は第5条改正に伴う改正でございます。

【諸角教育長】

議案第2号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第2「議案第2号 東大阪市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第3「議案第3号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員委嘱及び任命の件」について、ご説明をお願いします。

【松木学校教育部次長】

日程第3「議案第3号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、委員の任期満了に伴い、東大阪市入学準備金貸与条例第11条並びに東大阪市奨学生選考適正化委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに7名の委員を委嘱及び任命するものでございます。なお新任と再任につきましては、別添資料のとおり、また委嘱期間につきましても記載のとおりでございます。

【諸角教育長】

議案第3号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第3「議案第3号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員委嘱及び任命の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「議案第4号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員解嘱及び委嘱の件」について、ご説明をお願いします。

【松木学校教育部次長】

日程第4「議案第4号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員解嘱及び委嘱の件」につきましては、所属団体の役員改選等に伴い、一部委員を解職及び委嘱するものでございます。

【諸角教育長】

議案第4号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第4「議案第4号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員解嘱及び委嘱の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「報告第1号 委員会付議事項臨時代理処理の件」について、議案の説明をお願いします。

【松木学校教育部次長】

報告第1号につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第16号「東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、「東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」が、令和7年第4回市議会において可決されたことに伴い、12月26日付けで本規則について所要の改正を行ったものの報告でございます。

【諸角教育長】

報告第1号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、報告第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第6「報告第1号 委員会付議事項臨時代理処理の件」については、原案のとおり承認することと決しました。

それでは、次に、報告をお願いします。まず、「市議会令和7年第4回定例会の審議状況について」の報告をお願いします。

【西田教育政策室長】

令和7年第4回定例会の審議状況について報告させていただきます。市議会令和7年第4回定例会は、令和7年12月1日から12月22日までの22日間の会期で開催されました。本定例会における各議員による代表質問及び個人質問は12月4日、5日及び8日に、また、文教委員会は12月10日及び11日に開催され、それぞれ次のページの審議報告のとおり、質疑・質問があり、議案の審議結果については次の資料、審議結果のとおりとなっています。

審議報告をご確認ください。まず、本市における小中学校の最適な学びの場をつくっていくための学校規模適正化について、少子化という課題や、現在の小中学校の生徒数の在り方を十分鑑みながら、本市において小中学校の規模はどうあるべきか、そしてその配置はどうあるべきかを検討した上で学校校舎の建て替えが必要となるが、膨大な費用がかかる。これからは教育に力をいれている都市こそが市民に選ばれるまちとなるため、土地の売却や基金の活用など、市をあげての教育費予算の確保をおこなうべきである。また、様々な課題の整理をおこなうため、担当部局との長期的な協力体制の構築や、モデル校の選定による事業の実施など、学校規模適正化に向けた取組を計画的に進めていくべきである等の質問ならびに指摘がありました。

次に、議案第106号指定管理者の指定の件について、本件は、令和8年4月から令和12年3月までの本市図書館における次期指定管理予定候補者を選定したものである。高額な委託費を要するにも関わらず、一社しか公募への申し込みがなく、業者からの提案額も本市が示した上限額とほぼ同額であった。このことから、価格面やサービス面の業者間での競争性が担保されているとは言い難く、別の選定方法を検討する必要性があったのではないかと。また、今回の選定における評価点が前回の業者選定時よりも低い点数になったことについて、評価内容の説明が不十分である。その他、図書館運営にかかるものについて

て、リージョンセンターとの連携の強化や図書館のレファレンスサービスの広報を行い、市民の利便性の向上に努めるべきである等の質疑、質問ならびに指摘がありました。

このほか、教育委員会が実施する事業が子ども達にもたらした効果の検証、校内支援の充実による個別最適な生徒指導や支援を行う体制を構築する必要性、学校給食における量と質の確保と給食費無償化の継続、リーディングDXスクールの横展開を行うための手法の検討、夜間中学の現状の課題と学びの多様化学校の設置の必要性、教員の精神的負担軽減に向けた保護者対応指針の提示、教員におけるカスハラが発生状況及び内容の把握、通学路の安全対策を迅速におこなえる仕組みづくりの検討、部活動地域移行の拠点校方式実施に向けた予算確保の必要性、プールの民間委託にかかる安全性の確保、就学援助にかかる所得基準引き上げ、市内への支援学校新設に向けた大阪府への要望、給食に使用する食材の栄養価実測値の測定、要保護児童のプラネタリウム招待にかかる課題への対応、野外活動センターの警報装置作動状況の確認及び更新の必要性、朝の子どもの居場所づくりにおける保護者ニーズの把握などの質疑、質問ならびに指摘がありました。

【諸角教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、次に、「クラウドファンディング型ふるさと納税事業を活用した、東大阪市立日新高等学校『世界を広げる学びのプロジェクト』の結果について」の報告をお願いします。

【古井学校教育部次長】

昨年9月の定例教育委員会でご報告させていただきました、クラウドファンディング型ふるさと納税事業を活用した、東大阪市立日新高等学校における『世界を広げる学びのプロジェクト』につきまして、経過をご報告させていただきます。

同プロジェクトにつきましては、日新高校の生徒達の取組について、市の予算措置が難しいもの、例えば英語科の生徒たちが海外からの観光客に飛び込みで通訳を務めるなどの取組にかかる交通費や、商店街の空き店舗を活用し活性化につながるような利用のための経費に充当するなど、生徒の生きた学び、いわゆる実学の実践のため、100万円を目標に10月2日から12月30日までの期間で支援を募ったところ、なんと44名の方から総額1,732,000円のご寄付を頂戴いたしました。現在、次年度の実施に向けて学校長を中心に細部の検討を行っておりますので、詳細が決まりましたら、あらためてご報告させていただきます。本日は取り急ぎ、目標達成のご報告をさせていただきます。

【諸角教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

次に、感謝状の贈呈について報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

(施設整備室) 1件

【諸角教育長】

御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、これから審議を行う 日程第5「議案第5号 令和7年度東大阪市奨学生（入学準備金冬募集）決定の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、「議案第5号 令和7年度東大阪市奨学生（入学準備金冬募集）決定の件」については、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、学校教育部参事、松木学校教育部次長、教育政策室長、学事課長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。

※傍聴者・説明員退室

【非公開審議】

※傍聴者・説明員入室

【諸角教育長】

それでは最後に、その他教育委員の皆様から何か御意見、御質問等ございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和8年2月16日(月曜日)午後2時より開会する予定にしております。

【諸角教育長】

それでは、これもちまして、東大阪市教育委員会令和8年1月定例会を閉会いたします。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御疲れ様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	諸角 裕久
東大阪市教育委員会教育委員	山中 雅仁